

## 5-3 リチウム金属電池の輸送について

国連の危険物輸送勧告(国連勧告)に基づいて国際民間航空機関(ICAO)、国際航空運送協会(IATA)、国際海事機関(IMO)、国土交通省、米国運輸省(DOT)等は、リチウム金属電池 および リチウムイオン電池の輸送について規定をしています。

リチウム金属電池の場合 電池に含まれる金属リチウムの量によって梱包方法 や適切な輸送方法、特例規定が定められています。国内外を問わず、リチウム電池を 航空 または 海上輸送する際には、これらの規定に準拠しなければなりません。

品番が BR, CR, CTL, MS, MT, ML, VLで始まる電池は「リチウム金属電池(UN3090, UN3091)※<sup>1</sup>」に分類されます。BR-C※<sup>2</sup>と大型組電池を除き、弊社のリチウム金属電池は、一定の輸送条件を満たせばUN3090, UN3091 に該当しない適用除外危険物としての輸送が認められます。

2015年より、リチウム金属電池は**旅客機での輸送が禁止され、貨物機で輸送する際にはIATA指定の「リチウム電池ラベル」に加え「貨物機専用ラベル」の貼付が必要になりました。**なお、電池が使用機器に同梱または内蔵されている場合 や 最大2個の予備電池 を機内持ち込み手荷物に入れて持ち込む場合は、従来通り旅客機での輸送が可能です。

### 【輸送条件】

★梱包の表示や輸送書類の具体的な内容は、輸送会社によって対応が異なる場合があります。  
事前にお取引の輸送会社などにご確認下さい。

船舶および航空機による輸送においては、機器に内蔵された ボタン(コイン)形電池 または 4個以下の単電池 または 2個以下の組電池 を含む梱包を除き、以下の条件を満たすこと。

1. 輸送時には次の事項を記載した輸送書類を提出すること。
  - (i) リチウム金属電池を収納していること
  - (ii) 注意して取り扱わなければならない、梱包が損傷を受けた場合、引火の危険がある
  - (iii) 梱包が損傷した場合、必要なら検査および再梱包をすることを含め特別な措置が取られること
  - (iv) 追加情報を得るための電話番号
2. 梱包には上記(i)～(iv)の事項が表示されていること。なお、航空輸送においてはIATAの定めるリチウム電池取り扱いラベルを貼り付けて表示とすること。
3. 電池(機器に組み込まれている場合を除く)を収納した状態で、1.2m の高さから落下させた場合、運送の安全性を損なうような電池の損傷がなく、かつ 梱包内の電池同士が接触するような移動、および内容物の漏えいがないこと。
4. 船舶輸送では梱包質量を含む総質量が30kg以下、航空輸送では1包装あたりコイン・ピン形電池は2.5kg以下、円筒形電池は8個以下(組電池は2個まで)であること。

※1 電池単体はUN3090、機器に内蔵・同梱されたリチウム金属電池はUN3091 に分類されます。

※2 円筒形リチウム電池 BR-Cはリチウム含有量が1gを超えるため、船舶 および航空機による輸送時は危険物輸送をしてください。

参考資料として 製品安全データシート(PSDS) を下記に掲載しております。

【和文】 <http://industrial.panasonic.com/jp/downloads/psds>

【英文】 <http://industrial.panasonic.com/ww/downloads/psds>

## 5-4 安全保障輸出管理について

「安全保障輸出管理」とは、大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル）の拡散防止と通常兵器の過度な蓄積防止等のために、国際的な平和と安全を維持する目的で定められている法令等を遵守することです。共産圏への輸出規制であったココムは1994年3月31日で廃止されました。

その後新しい輸出管理体制として、日米欧等の旧コム加盟国にロシアおよび東欧諸国が参加し、ワッセナー・アレンジメントが設立され、通常兵器関連汎用品の規制が行われています。

2008年5月の改定により、カタログ記載のリチウム電池は「セル」ではなく「バッテリー」に分類されるため、輸出貿易管理令（別表第1の第7の項）のリスト規制対象外（非該当）となりました。

ただし、最終仕向け先、用途等の条件によっては該当品になる場合があります。

輸出等で該当/非該当の判定書が必要なとき、輸出に関して不明な点がありましたら、当社 担当営業までお問い合わせください。